



こころ登録者さんの声

Part 2

前回No. 5の広報誌に引き続き、今回もエンジョイワーク・こころに登録され、現在就労されている方(統合失調症の障害をお持ちの方)に質問形式でお話を伺いましたので、ご紹介させていただきます。

Q1、こころに登録されたのはいつですか？

A、『こころ』ができてすぐに登録した(5年前)

Q2、就職したのはいつですか？

A. 3年前

Q3、週何日、どのくらいの時間で働いていますか？

A. 週4日、3時間くらい

Q4、職場ではどんな仕事をしていますか？

A、薬品のラベル貼り・箱詰め作業
包装・出荷準備作業を担当

Q5、働いていて大変だなと思うことはどんなことですか？

A. すべてにおいて

Q6、働いていて良かったと思うことはどんな時ですか？

A、お給料をもらった時に、『達成感』
を得られる！

Q7、こころに登録して良かったと思うことはありますか？具体的にあれば教えてください。

A、今の仕事を紹介してくれた。
面接等に一緒に来てくれたこと。

Q8、将来の夢や目標は何かありますか？

A、今を充実した生活を送ること。
今充実してないと、将来は見えてこない。

Q9、最後に、就職を目指している人へ、アドバイスやメッセージがあればお願いします。

A、面接をどんどん受けた方が良い。いざ受けてみたら「そうだな」と思った。すぐ受けないと、他の人に決まってしまう。求人が出たらどんどん受ける積極性が必要！



雇用・実習受け入れ企業を募集しています。

～障害者も普通に働く小金井を目指して～

就労支援センターでは、障害者の一般就労に向けて、雇用・実習を受け入れてくださる会社を探しています。就労したいと望んでいる障害者が数多くいる一方、企業が求める能力と障害者の能力の乖離が問題となっています。障害者の雇用の場、また障害者が社会に出る前の場として、少しずつ働くことに慣れ、一般就労に向けた力をつける実習の場として、一日一時間、もしくは週1日など、短時間の実習の場を提供して下さい。実習にあたっては、仕事の切り出し、実施の方法について、就労支援センターがサポートを行います。まずはお気軽にご相談下さい。

エンジョイワーク・こころ 042-387-9866



エンジョイワーク・ころからのお知らせ

■障害者就職面接会開催日程

- ① 6月27日(水)
時間: 受付時間12時30分～
13:00～16:00

場所: 東京体育館
渋谷区千駄ヶ谷1-17-1
03-5474-2111

※主催 飯田橋職業安定所
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目9-20
03-3812-6133

- ② 10月26日(水)
時間: 受付時間12時30分～
13:00～16:00

場所: 東京ビッグサイト
江東区有明3-21-1
03-5530-1111
※主催 飯田橋・上野・新宿・池袋・王子職業安定所

■ハローワーク立川・手話相談日

- ・手話相談日には手話通訳の方が、相談の通訳をいたします。
時間はいずれも午後2:00～4:00まで。

※詳細は、ハローワーク立川、又は就労支援センターまでお問合せ下さい。

日程 6月 6日(水)・13日(水)・20(水)
7月 4日(水)・11日(水)・18(水)

ハローワーク立川 専門援助部門
TEL: 042(525)8624<<ダイヤルイン>>
FAX: 042(521)4367



■しごと財団 職場体験実習面談会・就活セミナー

第2回就活セミナー(精神対象)
日時: 6月12日(火)/19日(火)/28日(木)
7月 5日(木)

※ 全日、PM13:30～16:30
会場: 東京しごとセンター
東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号
TEL. 03-5211-1571

※事前予約制
※詳細につきましてはしごとセンターにお問合せください。

■視覚障害・就労支援者講習会 ～視覚障害者も働けます!働いています～

・視覚障害者が事務系職種では就労するためには、どのようなサポートが必要なのでしょう?本講習会は、さまざまな角度からの講義と実践を通じて、視覚障害者が働くために必要な支援について具体的にご理解いただける内容です。

◆基礎編◆

日程 ①6月26日(火)～29日(金)
②8月21日(火)～24日(金)
※各回とも同様の内容です

内容

※視覚障害者の理解とリハビリテーション
※障害者雇用の実際と就労支援制度
※視覚障害者のパソコン活用の実際
※日常生活訓練と歩行
※ロービジョンケア(視覚補償機器の紹介)
※視覚障害者の文字処理と点字について
※就労体験(企業より/当事者より)

※詳しい事項につきましては日本盲人職能開発センターまでご連絡ください。

問い合わせ <日本盲人職能開発センター>
〒160-0003 東京都新宿区本塩町10-3
Tel: 03-3341-0900 Fax: 03-3341-0967
E-mail: moushoku@os.rim.or.jp



エンジョイワーク・ころでは、必要に応じて地域のハローワーク、東京障害者職業センター、企業、特別支援学校、障害者訓練校、保健所等関係機関と連携をサポートしています。市内在住・及び市内作業所等の使用者で、就労を希望する障害のある方であれば、障害手帳の有無は問いません。これから障害のある方の雇用を考えている、又は雇用している雇用主の方からのご相談も受け付けています。

予約受付時間 月～金8:30～17:00
相談時間 月～金9:00～16:00
(ただし12:00～13:00を除く)

TEL: 042-387-9866
FAX: 042-380-7765
Mail: e.w.cocolo@bz03.plala.or.jp

ワンポイント
豆知識 ①

「障害者自立支援法」改め「障害者生活総合支援法」へ

厚生労働省は、障害者自立支援法の改正について、法律の名称を「障害者生活総合支援法」と変更し、新たに難病患者を福祉サービスの対象に加える案を民主党の厚生労働部門会議に示した。

今国会に改正案を提出し、2013年4月1日からの施行を目指す。

自立支援法を巡っては、障害者による違憲訴訟を受け、09年に長妻昭厚生労働相（当時）が廃止を約束し、和解条項にも明記された経緯がある。しかし、厚労省では、「廃止をすると障害者ごとに受けるサービスの内容を決め直す必要があり、現場の混乱が懸念される」などとして廃止は見送り、法律名を変える法改正にとどめることにした。

* 編集者独り言 *

そもそも障害者自立支援法は、介護保険との統合を前提として設計されたシステムでした。自立支援法で掲げていた応益負担は違憲とされ、制度設計を根底から作り直す必要があるとされながらも、こうして名前だけを変えて生き残るという凶太さ。制度をどうするという以前の問題で、国はどのような社会を目指すというイメージすら共有できていないのではないのでしょうか…。

ワンポイント
豆知識 ②

「相談支援」でQ&A 厚労省

改正障害者自立支援法 介護保険利用者も対象に 4月から施行される改正障害者自立支援法で、「相談支援事業」が全面刷新されるのに伴い、厚生労働省はこのほど指定にかかる基準や報酬算定についてQ&Aを発売した。

介護保険制度でケアプランが作成されている高齢者でも、重度訪問介護による外出支援など障害福祉の観点から必要性がある場合は、自立支援法によるサービス利用計画の作成対象者とできることなどを改めて示した。計画作成を担うには、「指定特定相談支援事業者」の指定を受ける必要がある。（以下略）